

◇ロシアの新精神保健法◇

「精神医療と市民の権利保障に関する」法律

佐藤雅美

第一編 総則

第一条 精神医療および加療原則

健康一般および特に精神的健康が各人にとって高度の価値をもつことを認識し、精神障害が生活、自己自身および社会に対する人間の関係ならびに人間に対する社会の関係を変更させることを考慮し、精神医療に対する強制力ある法的規制の不存在が非医学的目的のための精神医療の利用の原因の一つであり、市民の健康、人間的品位および権利ならびに国の国際的威信に害をもたらしうるということに注意を向け、

国際組織およびロシア連邦憲法によつて承認された人間と市民の権利および自由をロシア連邦の法律において実現する必要のあることを配慮して、

ロシア連邦最高会議は本法律を採択する。

① 精神医療は本法律およびロシア連邦の他の法律に定められた理由と手続に従つて精神的健康を検査し、精神障害を診断し、精神障害者を治療、看護および医療・社会的リハビリテーションすることを含む。

② 精神障害者に対する精神医療は国によつて保障され、適法性および人道性の原則ならびに人間および市民の権利の遵守に基づいて行われる。

第二条 精神医療に関するロシア連邦の法律

① 精神医療に関するロシア連邦の法律は本法律、ロシア連

料

邦および連邦構成共和国のその他の法令ならびに自治州、自治管区、辺区、州、モスクワおよびサンクトペテルブルクの両市の法令から構成される。

② ロシヤ連邦政府および連邦構成共和国諸政府ならびに諸省庁は各々の権限の範囲内で精神医療に関する法令を採択することができる。

ロシヤ連邦および連邦構成共和国、自治州、自治管区、辺区、州、モスクワおよびサンクトペテルブルクの両市において採択される法律およびその他の法令は、本法律に定められた精神医療を行ふに際しての市民の権利およびその遵守の保障を制限することはできない。

④ ロシヤ連邦が加盟する国際条約によって精神医療に関するロシヤ連邦の法律が定めたことと異なる規則が定められる場合には、国際条約の規則が適用される。

第三条 本法律の適用

① 本法律は精神医療を行ふに際してロシヤ連邦の市民に適用され、ロシヤ連邦の領域内で精神医療を行う全ての施設と人員に対して適用される。

② ロシヤ連邦の領域内にいる市民権のない外国市民および外国人は、精神医療を受けるに際してロシヤ連邦の市民と等しい

く本法律に定められた全ての権利を有する。

第四条 精神医療受診の任意性

① 精神医療は本法律に定められた場合を除いて、本人の任意の申請または同意を得て行われる。

② 一五歳未満の未成年者および法律に定められた手続で行為無能力と認定された者に対する精神医療は、本法律に定められた手続において本人の法定代理人の申請または同意を得て行われる。

第五条 精神障害者の諸権利

① 精神障害者はロシヤ連邦憲法、連邦構成共和国諸憲法ならびにロシヤ連邦および連邦構成共和国の法律に定められた市民の権利および自由を全て有する。市民の権利および自由を精神障害に関連して制限することはロシヤ連邦の諸法律に定められた場合にのみ許される。

③ 精神障害者は全て精神医療を受けるに際して次の諸権利を有する。

人間的品位を損なうことのない敬意のある人道的態度で応接してもらう権利
自己の諸権利についての告知を受け、分り易い形でしかも精神状態を配慮された上で精神障害の特徴および加えられる治療

方法についての説明を受ける権利

最少の制限で、可能な限り居住地で精神医療を受ける権利

検査および治療のために必要な期間に限って精神病院に収容される権利

医学的根拠に基づく全ゆる形態の治療（サナトリウム・療養

地での治療を含む）を受ける権利

保健・衛生上の要請に即応した条件下で精神医療を受ける権

利

医学的な手段および方法、科学的な研究および教育過程の実験対象として利用され、ビデオまたは映画に撮影されることに對して前もって同意を与える、また、いつでも拒否できる権利

精神障害者の要請に基づいて本法律に定められた問題に関する医師委員会における作業のために、精神医療に関与するいかなる専門家をもその同意を得て召喚する権利

法律に定められた手続で弁護士、法定代理人またはその他の人々の援助を受ける権利

③ 精神医学的診断、デイスペンセールの監視下にあるとい

う事実、精神病院もしくは社会保障または特別訓練のための精神神経科施設にいるという事実だけを理由にした精神障害者の権利および自由の制限は、許されない。その違反に責任のある

「精神医療と市民の権利保障に関する」法律

公務員はロシヤ連邦および連邦構成共和国の法律に従つて答責される。

第六条 専門的な活動および高度の危険をもたらすおそれのある活動を行うことの個別的制限

① 市民は一時的に（五年未満の期間、再検査の権利付き）で精神障害のために専門的な活動および高度の危険をもたらすおそれのある活動を行うことを個別的に不適当だと認定される。その認定は保健機関によって権限を付与された医師委員会が市民の精神的健康状態の評価に基づいて医学的精神医学的な禁忌一覧に則して行い、裁判所に対して不服申立ができる。その認定は保健機関によって権限を付与された医師委員会が市民の精神的健康状態の評価に基づいて医学的精神医学的な禁忌一覧に則して行い、裁判所に対して不服申立ができる。

② 個々の専門的な活動および高度の危険をもたらすおそれのある活動に対する医学的精神医学的な禁忌一覧はロシヤ連邦政府によつて承認され、定期的に（五年に一回以上）蓄積された経験と科学的成果を考慮して再検討される。

第七条 精神医療を受ける市民の代理人

① 市民は精神医療を受けるに際して自己の権利および法的利益を守るために自己の選択で代理人を呼ぶ権利を有する。代理人の設定はロシヤ連邦の民法および民事訴訟法に定められた手続で行われる。

② 一五歳未満の未成年者および法律に定められた手続で行為無能力と認定された者の精神医療を受けるに際しての権利および法的利益を保護するにはその法定代理人（両親、養親、後見人）であり、法定代理人のいない場合には、精神病院もしくは社会保障または特別訓練のための精神神経科施設の管理者である。

③ 精神医療を受けるに際しての市民の権利および法的利益を、弁護士が保護することができる。弁護士の召喚手続およびその業務報酬はロシヤ連邦の法律によって定められる。精神医療を行う施設の管理者は本法律第二三条第四項第一号および第二九条第一号に定められた緊急の場合を除き、弁護士召喚の可能性を保障する。

第八条 精神的健康状態に関する報告を要求することの禁止
市民が自己の権利および自由を実現するに際して、その健康状態または医師—精神科医による診察に関する報告をなすよう要求することはロシヤ連邦の法律に定められた場合にだけ許される。

第九条 精神医療における医師の守秘義務

市民に精神障害のあること、精神医療を行う施設での診療および治療を受けているという事実および精神的健康状態に関する

るその他の知識は法律によって保護された患者の承諾なしに公言してはならない事項である。精神障害者の権利および法的利益の実現のために本人またはその法定代理人の申請に基づいて本人の精神的健康状態および行われる精神医療に関する知識が伝えられる。

第一〇条 精神障害者の診断および治療

① 精神障害の診断は一般に承認された国際的基準に従つて行われ、社会において認められている道徳的、文化的、政治的または宗教的価値に市民が賛同しないこともしくはその精神的健康状態と直接に関連しない他の理由だけを根拠にすることはできない。

② 精神障害者の診断および治療のために保健に関するロシヤ連邦の法律に定められた手続で許可された医学的手段および方法が用いられる。

③ 医学的手段および方法は病状の特徴に則した診断および治療の目的にだけ用いられ、精神障害者の懲罰または他の者の利益のために用いられてはならない。

第一一条 治療に対する同意

① 精神障害者の治療は本条第四項の場合を除き、本人の書面による同意を得て後に行われる。

「精神医療と市民の権利保障に関する」法律

② 医師は精神障害者に對して分り易い形でしかもその精神

状態を配慮した上で、精神障害の特徴、治療目的、選択的なものと含む治療方法および勧められる治療継続に関する説明ならびに痛み、考えられる危険、副作用および予期できる結果に関する説明を行わなければならない。行われた説明について診療

記録に記載される。

③ 一五歳未満の未成年者および法律に定められた手続で行為無能力と認定された者の治療に対する同意は本条第二項に規定された説明をした後その法定代理人によつてなされる。

④ ロシヤ共和国刑法典に定められた医疗的性格の強制処分を適用する場合および本法律第二十九条に定められた理由に基づく強制入院の場合にのみ、治療は精神障害者またはその法定代理人の同意を得ずに行うことができる。それらの場合、緊急時を除き、治療は医師—精神科医委員会の決定に基づいて行われる。

⑤ 本条第四項に定められた者に對して精神障害の治療のため不可逆的結果を惹き起す外科的方法およびその他の方法を用いることならびに医学的な手段および方法の実験を行うことは許されない。

第二二条 治療の拒否

① 精神障害者またはその法定代理人は本法律第一一条第四項に定められた場合を除き、提供される治療を拒否または中止する権利を有する。

② 治療を拒否した本人またはその法定代理人に對して、生じうる治療中止の結果が説明されなければならない。生じうる結果の説明と治療の拒否は本人またはその法定代理人および医師—精神科医の署名とともに診療記録に記載される。

第一三條 医療的性格の強制処分

① 医療的性格の強制処分は社会的危険行為を実行した精神障害者に對してロシヤ共和国刑法および刑事訴訟法に定められた理由と手続において裁判所の判決に基づいて適用される。

② 医療的性格の強制処分は保健機関の精神医療施設で行われる。医療的性格の強制処分を適用する旨の裁判所の判決に基づいて精神医療施設に収容された者は本法律第三七条に定められた諸権利を有する。その者たちは精神病院での収容全期間中労働無能力者と認定され、国の社会保険による扶助を受けまた是一般的理由に基づく給付を受ける権利を有する。

第一四条 司法精神鑑定

刑事および民事の事件に關する司法精神鑑定はロシヤ共和国

刑事訴訟法および民事訴訟法に定められた理由と手続において行われる。

第一五条 市民の兵役適性問題解決のための精神医学的検査
軍隊、保安部隊、保安機関、國內部隊、鉄道部隊およびその
他の編成部隊の兵士として、また、内務部隊の幹部および兵卒
としての勤務に対する市民の精神的健康状態に基づく適性問題
解決に際しての外来診療所および病院での検査の理由と手続
は、本法律およびロシヤ連邦の軍隊勤務に関する法律によって
定められる。

第二編 精神障害者の精神医療の保障および社会的保護

第六条 国によって保障される精神医療および社会的保護

の諸形態

① 国によって次のことが保障される。

緊急精神医療

外来および入院の条件下での相談—診断、治療、心理学的予
防医療、リハビリテーション医療

全ゆる形態の精神鑑定、一時的労働無能力の判定

精神障害者の社会—生活上の援助および作業援助

後見問題の解決

精神医療施設および精神神経科施設における法的問題に関する相談およびその他の形態の司法的援助

精神に障害のある労働不能者および高齢者の社会—生活上の
設計ならびにその者たちに対する看護

精神に障害のある労働不能者および未成年者の教育

自然災害および事故における精神医療

② 精神障害者の保障、精神医療およびその者たちの社会的
保護のために、国は次のことを行う。

外来および入院での精神医療を行う全ゆる形態の施設を可能
なかぎり患者の居住地で設定する

精神に障害のある未成年者の一般教育的訓練および職業訓練
を組織する

労働不能者を含む精神障害者の作業療法、新たな職業の訓練
のための治療—生産企業およびその企業における生産体制、な
らびに、その者たちのために作業を簡易にする条件を備えた特
別工場、専門工場または作業部門を創る

精神障害者の労働設計のために企業、施設および組織におい
て労働の場の強制的割り当てを行う

精神障害者のために労働の場を提供する企業、施設および組
織に対して経済的刺激の方法を用いる

「精神医療と市民の権利保障に関する」法律

社会的つながりを失った精神障害者のために共同宿舎を創る精神障害者を社会的に支えるために必要なその他の方法を用いる。

③ 精神障害者に対する全ゆる形態の精神医療および社会的保護の保障が連邦の国家権力諸機関および管理諸機関、連邦構成共和国の国家権力諸機関および管理諸機関、自治州、自治区、辺区、州、モスクワおよびサンクトペテルブルクの両市の諸機関、地方自治管理諸機関によって、ロシヤ連邦の法律に定められているそれらの権限に応じて実現される。

第一七条 精神医療の財源

精神医療を行う施設および人員の活動の資金は精神医療の高水準と質を保障する範囲において保健基金、医療保険基金、ロシヤ連邦の法律によって禁じられないその他の財源から拠出される。

第三編 精神医療を行う施設および人員。医療従事者およびその他の専門家の権利と義務

第一八条 精神医療を行う施設および人員

① 許可を受けた国営、非国営の精神医療施設および精神科施設ならびに開業医—精神科医が精神医療を行う。精神医

療活動に対する資格付与の手続はロシヤ連邦の法律によって定められる。

② 精神医療施設および精神神経科施設または開業医—精神科医によって行われる種々の精神医療は規則集または許可書において指示されている。加療についての説明は患者に理解されなければならない。

第一九条 精神医療活動に対する権利

① 精神医療に関する医的行為を行う権利を有するのは高度の医学教育を受け、ロシヤ連邦の法律に定められた手続で資格保証された医師—精神科医である。
② 精神医療に関与するその他の専門家および医療職員はロシヤ連邦の法律に定められた手続において、精神障害者に関する作業に従事する許可を得るために特別の準備教育を受け、資格保証されなければならない。
③ 医師—精神科医、その他の専門家および医療職員の精神医療に関する行為は職業倫理に基づき、法律に従う。

第二〇条 精神医療における医療従事者およびその他の専門家の権利と義務

① 精神医療における医師—精神科医、その他の専門家および医療職員の職業上の権利と義務はロシヤ連邦の保健法および

本法律によつて定められる。

② 精神病の診断を下し、強制手続において精神医療を行う

旨の決定をなし、または、その件を審査する決定を行うことは
医師—精神科医および医師—精神科医委員会の専権事項である。

③ 精神的健康状態に関する別の専門の医師の結論は予診的性格をもち、当該人の権利および法的利益を制限するか否かを決定し、また、精神障害者のために法律に定められた特典を付与するための根拠ではない。

第二条 精神医療を行う際の医師—精神科医の独立

① 精神医療を行う際に医師—精神科医は独立して自らの決定をなし、医学的知識、医療上の義務および法律にのみ従う。

② 見解が医師委員会の決定と一致しない医師—精神科医は自らの結論を下す権利を有し、それは診療記録に加えられる。

第二二条 精神医療に関与する医師—精神科医、その他の専門家、医療職員およびその他の職員に対する保障と

特典

精神医療に関与する医師—精神科医、その他の専門家、医療職員およびその他の職員は特別労働条件の中での業務に従事する人のためにロシヤ連邦の法律に定められた特典を享受する権

利を有し、また、職務遂行中に健康または生命に危害が生じた場合、国営強制保険を受け取ることができる。

精神医療に関与する人に労働能力の一時的喪失を伴う健康障害が生じた場合、その者に對して生じた害の重さに応じて年収額の限度で保険金が支払われる。労働不能の場合、保険金額はその者の労働能力の喪失の程度に応じて年収額の五倍の限度で支払われ、また、死亡の場合、保険金はその遺族に對して年収の一〇倍の限度で支払われる。

第四編 精神医療の諸形態およびその加療手続

第二三条 精神医学的検査

① 精神医学的検査は被検者に精神の障害があるか、精神医療が必要かを判定し、また、精神医療の形態に関する問題を解決するために行われる。

② 精神医学的検査および予備検査は被検者の申請または同意に基づいて行われる。一五歳未満の未成年者に対しては親またはその他の法定代理人人の申請または同意に基づいて、法律に定められた手続で行為無能力と認定された者に対しては、その法定代理人人の申請または同意に基づいて行われる。両親のいずれか一方が反対している場合もしくは両親またはその他の法定

代理人のいない場合、未成年者の検査は後見補佐機関の決定に基づいて行われ、それは裁判所に不服申立することができる。

③ 精神医学的検査を行う医師は本条第四項第一号に定められた場合を除き、被検者およびその法定代理人に対して自らを精神科医として紹介しなければならない。

④ 被検者が次の各号の事態を惹起する重大な精神障害の存在を推定させる根拠となる行為をなす場合、精神医学的検査は本人またはその法定代理人の同意なしに行われる。

一 自己または周囲の人々に対する直接的危険

二 自立不能、即ち、基本的な生活上の必要を自力で充足させることができない状態

三 精神医療を受けなければ、精神状態の悪化のための重大な健康障害

⑤ 被検者が本法律第二七条第一項に定められた理由でディスパンセールの監視下にある場合、精神医学的検査は本人またはその法定代理人の同意なしに行われる。

⑥ 精神医学的検査の資料および被検者の健康状態に関する結論は、医師―精神への受診理由および医学的所見が述べられたと診療記録に記載される。

「精神医療と市民の権利保障に関する」法律

第二四条 本人またはその法定代理人の同意なしの精神医学的検査

① 本法律第二三条第四項第一号および第五項に定められた場合、本人またはその法定代理人の同意なしの精神医学的検査についての決定は医師―精神科医によって独自になされる。

② 本法律第二三条第四項第二号および第三号に定められた場合、本人またはその法定代理人の同意なしの精神医学的検査についての決定は裁判官の許可を得て医師―精神科医によってなされる。

第二五条 本人またはその法定代理人の同意なしの精神医学的検査に関する申請の提出および決定の手続

① 本人またはその法定代理人の同意なしの精神医学的検査に関する決定は本法律第二三条第五項に定められた場合を除き、本法律第二三条第四項に列挙された検査のための理由が存する旨の申請に基づいて医師―精神科医によって行われる。

② 申請は精神医学的検査を受ける者の両親、何らかの専門医、公務員およびその他の市民によってなされる。

③ 入手された知見に基づいて本人または周囲の人々に直接的危険がもたらされる緊急の場合、申請は口頭でよい。精神医学的検査に関する決定が医師―精神科医によって直ちに行わ

れ、診療記録に記載される。

④ 本人または周囲の人々に対する直接的危険のおそれのない場合、精神医学的検査に関する申請は書面で検査の必要を理由づける知見および本人またはその法定代理人が医師一精神科医への受診を拒否した旨を述べなければならない。医師一精神科医は決定を下すのに必要な知識について質問することができる。

本法律第二三条第四項第二号および第三号に定められた事由の存在を証明する資料が申請の中に欠けていることを確認して、医師一精神科医は精神医学的検査を書面で拒否することができる。

⑤ 本人またはその法定代理人の同意なしの精神医学的検査に関する申請の理由を確認して、医師一精神科医は本人の居住地の裁判所に對して検査の必要がある旨の書面による理由を付した決定、ならびに、検査に関する申請およびその他の資料を送付する。裁判官は全資料を受領した時から三日以内に許可を与えるか否かを決定する。裁判官の行為はロシヤ共和国民事訴訟法に定められた手続で裁判所に不服申立することができる。

第六条 外来精神医療の諸形態

① 精神障害者の外来精神医療は医学的療法に依拠してカウンセリング治療またはディスペンセールの監視という形で行わ

れる。

② カウンセリング治療は精神障害者の自発的な来院に際してその申請または同意に基づいて、また、一五歳未満の未成年者に對しては本人の親または法定代理人の申請または同意に基づいて行われる。

③ ディスパンセールの監視は本法律第二七条第一項に定められた場合、精神障害者本人またはその法定代理人の同意と関わりなく行うことができ、医師一精神科医による定期検査を通じての精神的健康状態の監視ならびに必要な医療および社会的援助を行う。

第七条 ディスパンセールの監視

① ディスパンセールの監視は重く淀み、時折亢進した病状を伴う慢性的長引く精神障害者に對して認められうる。

② ディスペンセールの監視を行う必要性およびその中止に関する問題の決定は、外来精神医療を行う精神医療施設の管理者によつて指名される医師一精神科医委員会または保健機関によつて指名される医師一精神科医委員会によつてなされる。

第六条 外来精神医療の諸形態

③ 医師一精神科医委員会の理由を付した決定は診療記録に記載される。ディスパンセールの監視の設定または中止に関する決定は、本法律第六編に定められた手続で不服申立すること

ができる。

④ 以前に設定されたディスパンセールの監視は精神状態の回復または顕著でしつかりした改善のある場合に中止される。ディスパンセールの中止後、本人またはその法定代理人の申請または同意に基づいた外来精神医療がカウンセリング治療の形で行われる。精神状態に変化のある場合、精神障害者は本人またはその法定代理人の同意なしに本法律第二十三条第四項、第二

四条および第二五条に定められた理由と手続において検査することができる。その場合、医師一精神科医委員会の決定に基づいてディスパンセールの監視を再開することができる。

第二八条 精神病院への入院理由

① 精神の障害のあることおよび病院において検査または治療を行う旨の医師一精神科医委員会の決定もしくは裁判官の決定が精神病院への入院理由である。

② ロシヤ連邦の法律に定められた場合および手続において精神鑑定を行いう必要のあることも精神病院への収容理由である。

③ 精神病院への収容は本法律第三十九条に定められた場合を除き、任意に一人の申請または同意に基づいて行われる。

④ 一五歳未満の未成年者は本人の親またはその他の法定代

理人の申請または同意に基づいて精神病院に収容される。法律に定められた手続で行為無能力と認定された者はその法定代理人の申請または同意に基づいて精神病院に収容される。両親のいずれか一方が反対か、両親のいない場合はその他の法定代理人のない場合、未成年者の精神病院への収容は後見補佐機関の決定に基づいて行われ、その決定は裁判所に不服申立することができる。

⑤ 入院に対する同意は本人またはその法定代理人および医師一精神科医委員会の署名とともに診療記録に記載される。

第二九条 強制手続での精神病院への入院理由

精神障害者はその検査または治療が入院という条件においてのみ可能であり、精神障害が重大で次のおそれももたらす場合、裁判所の決定以前に、本人またはその法定代理人の同意なしに精神病院に収容されうる。

- 一 自己または周囲の人々に対する直接的危険
- 二 自立不能、即ち、基本的な生活上の必要を自力で充足させることのできない状態

三 精神医療を受けなければ、精神状態の悪化のための重大な健康障害

第三〇条 精神医療を行う際の安全確保の諸手段

① 病院での精神医療は入院患者およびその他の人々の安全を確保する最も制約の少ない条件において、その権利および法的利益を医療従事者が遵守して行われる。

② 精神病院への強制入院および在院中における肉体的拘束および隔離の手段は、医師一精神科医委員会の見解によれば、他の方法では自己またはその他の人々に直接的危険をもたらす入院患者の行動を防止することができない時、その場合、その形式およびその期間にだけ適用され、医療従事者の不断の監視下において行われる。肉体的拘束または隔離の手段の適用形式および期間について診療記録に記載される。

③ 民警勤務員は強制入院の実施に際して医療従事者に協力し、被収容者への接近とその検査にとって安全な条件を確保しなければならない。被収容者またはその他の人々の側から周囲の人々の生命および健康を脅かす行為を予防する必要がある場合、ならびに、被収容者を検査および拘留する必要がある場合、民警勤務員はロシヤ共和国の「民警に関する」法律に定められた手続に従つて活動する。

第三一条 強制手続で精神病院に収容された者の検査

① 本法律第二十九条に定められた理由で精神病院に収容された者は四八時間以内に、入院理由に関する決定を行う精神医療施設の医師一精神科医委員会による強制的検査を受ける。入院に理由がなく、被収容者が精神病院に留まることを希望しない

第三二条 法定代理人の申請または同意によって精神病院に

収容された未成年者および行為無能力者の検査

① 法定代理人の申請または同意によって精神病院に収容された一五歳未満の未成年者および法律に定められた手続で行為無能力と認定された者は、本法律第三三条第一項に定められた手続に従つて精神病院に収容される。法定代理人の申請を受けたため毎月一回以上医師一精神科医委員会による強制的検査を受ける。最初の六ヶ月間、その人々は入院継続問題を決定するため毎月一回以上医師一精神科医委員会による検査を受ける。六ヶ月を越える入院継続の場合には、医師一精神科医委員会による検査は六ヶ月毎に一回以上行われる。

② 精神病院の医師一精神科医委員会または管理当局が一五歳未満の未成年者または法律に定められた手続で行為無能力と認定された者の法定代理人によつて入院に際してなされた濫用を発見した場合、精神病院の管理者はこのことを本人の居住地にある後見補佐機関に通知する。

場合、被収容者は直ちに退院する。

(②) 入院に理由があると認定されるならば、医師—精神科医委員会の結論は二四時間以内に、精神医療施設の所在地にある裁判所に送付され、入院継続問題の決定がなされる。

第三十三条 強制手続での入院に関する問題の裁判所への提訴

① 本法律第二十九条に定められた理由に基づく強制手続での入院に関する問題は、精神医療施設の所在地にある裁判所において決定される。

② 人を強制手続で精神病院に入院させた旨の届出がその精神医療施設の管理者によって裁判所に對してなされる。

強制手続で精神病院に入院させるための法定の理由が示されねばならない届出には、その者が今後も精神病院において入院を継続する必要がある旨の医師—精神科医委員会の理由のある結論が添付される。

③ 届出を受理すると同時に、裁判官は裁判所において届出を審理するため必要な期間その者を精神病院に滞留させる決定を行う。

第三四条 強制手続での入院に関する届出の審理

① 人を強制手続で精神病院に入院させた旨の届出を、裁判官はその者を裁判所または精神医療施設に受容した時から五日

以内に審理する。

(②) 人には自分の入院問題に関する裁判所での審理に直接に参加する権利が与えられなければならない。精神医療施設の管理者から得られた報告によってその者の精神状態が入院問題の裁判所における審理に直接参加することに耐え得ない場合、入院に関する届出は精神医療施設において裁判官によつて審理される。

(③) 檢察官、入院を請願した精神医療施設の管理者および入院問題が決定される本人の代理人は届出の審理に参加する義務を負う。

第三五条 強制手続での入院に関する届出の裁判官の決定

① 届出の要点を審理した後、裁判官は届出を承認または却下する。

(②) 届出を承認する旨の裁判官の決定は精神病院への入院および入院延長のための理由である。

(③) 裁判官の決定は言渡しの日から一〇日以内に、精神病院に収容された者、その代理人、精神医療施設の管理者、ならびに、法律または規則（規程）によつて市民の権利を保護する権限が委ねられている機関または検察官によつてロンヤ共和国国民事訴訟法に定められた手続に従つて不服申立されうる。

第三六条 強制手続での入院延長

① 強制手続での精神病院への収容は入院理由が存続する限りでのみ継続する。

② 強制手続で精神病院に収容された者は最初の六ヶ月は一ヶ月に一回以上、入院延長に関する問題解決のために精神医療施設の医師—精神科医委員会による検査を受ける。六ヶ月を越える入院延長においては、医師—精神科医委員会による検査は六ヶ月に一回以上行われる。

強制手続での精神病院への収容の時から六ヶ月を経て、

入院延長の必要についての医師—精神科医委員会の結論が精神病院の管理者によって病院所在地の裁判所に送付される。裁判官は本法律第三三一三五条に定められた手続に従つて決定によつて入院を延長することができる。その後、強制手続で精神病院に収容された者の入院延長に関する決定は裁判官によつて一年毎に行われる。

第三七条 精神病院における入院患者の諸権利

① 患者に対して精神病院への収容の理由と目的、権利および病院の規則を分り易い言葉で説明しなければならない。

② 精神病院において治療または検査を受けている患者は全て次の諸権利を有する。

- 小包、郵便物、為替送金を受け取り、発送する権利
- 電話を使用する権利
- 検閲なしに文通する権利

治療、検査、精神病院からの退院および本法律に定められた権利の遵守に関して主任医師または部長に直接に話しかける権利

弁護士に不服申立をし、届出をなす権利

弁護士および聖職者と面会する権利

宗教的儀式をなし、斎戒を含む宗教的掟を守り、管理当局との合意の上で宗教的徵表および書籍をもつ権利

新聞および雑誌を購読する権利

患者が一八歳未満であれば、普通教育課程または知的発育障害児用の特別教育課程のプログラムに基づく教育を受ける権利
患者が生産労働に関与するならば、他の市民と同様に労働に対する報酬をその質および量に応じて受け取る権利

③ 患者は次の諸権利をも有する。その諸権利は治療担当医の提言に基づき部長または主任医師によつて患者の健康または安全のため、もしくは、その他の人々の健康または安全のために制限されうる。

「精神医療と市民の権利保障に関する」法律

訪問者と面会する権利
基礎的必需品を所有し、購入する権利、自分の衣服を着用する権利

④ 有料の労力提供（新聞または雑誌の個人的購読、通信サブスクリプションなど）はそれを享受する患者の負担において行われる。

第三八条 精神病院における入院患者の諸権利を保護する部門

① 国によって精神病院における入院患者の諸権利を保護する保健機関から独立の部門が設定される。

② この部門の職員たちが精神病院における入院患者の諸権利を保護し、患者の不服申立および請願を受理する。職員たちはそれらを当該精神医療施設の管理者とともに解決するか、そ送致する。

第三九条 精神病院の管理者および医療従事者の義務

精神病院の管理者および医療従事者は本法律に定められた患者とその法定代理人の権利行使のため次のような諸条件を整えなければならない。

精神病院における入院患者に必要な医療を保障する

本法律の条文、当該精神病院の内規、国家機関および社会機関、団体施設および公務員の住所ならびに電話番号を知る可能性を与える

患者が通信を行い、代議機関および執行機関、検事、裁判所ならびに弁護士に対して請願および届出を行う条件を保障する

患者を強制手続で精神病院に入院させてから二四時間以内に、患者の両親、法定代理人または患者の指示するその他の者に通知する手段を講じる

患者の両親、法定代理人または患者の指示するその他の者に患者の健康状態の変化および非常事態について説明する

入院患者の安全を確保し、小包および差入れの内容を監視する

法律に定められた手続で行為無能力と認定されたが代理人のいない患者に対して法定代理人の役割を果す

宗教的儀式を行いう際に精神病院に入院中の他の患者のために遵守されなければならない規則および聖職者を招請する手続を信仰のある患者に示して説明し、信仰のある者もしない者も良心の自由に対する権利を実現するのを援助する

本法律に定められたその他の義務を履行する

第四〇条 精神病院からの退院

① 精神病院からの患者の退院はもはや入院での治療を必要としない精神状態の回復または好転、もしくは、病院収容の理由であった検査または鑑定の終了の場合に行われる。

② 任意で精神病院に入院した患者の退院は本人の申請、本人の法定代理人の申請または治療担当医師の決定に基づいて行われる。

③ 強制手続で精神病院に入院した患者の退院は医師—精神科医委員会の決定または入院継続を拒否する裁判官の決定に基づいて行われる。

④ 裁判所の決定に基づいて医療的性格の強制処分が適用された患者の退院は裁判所の決定に基づいてのみ行われる。

⑤ 任意で精神病院に入院した患者に対して精神医療施設の医師—精神科医委員会によって本法律第二十九条に定められた強制手続による入院の理由があると認められる場合には、退院を拒否することができる。その場合、精神病院への入院、入院延長および退院の問題は本法律第三一―三六条および第四〇条第三項に定められた手続で処理される。

第四一条 社会保障のための精神神経科施設への収容の理由および手続

① 社会保障のための精神神経科施設への収容の理由は精神障害者本人の申請および医師—精神科医の参加した医師委員会の結論であり、一八歳未満の未成年者または法律に定められた手続で行為無能力と認定された者にとっては医師—精神科医の参加した医師委員会の結論に基づいて行われる後見補佐機関の決定である。結論は社会保障のため的一般施設への入所を不可能とする精神障害があるという報告を内容としなければならず、また、行為無能力者に関しては、行為無能力の承認について裁判所に質問する理由がないという報告を内容としなければならない。

② 後見補佐機関は社会保障のための精神神経科施設に収容された者の財産上の利益を保護するための措置をとらなければならぬ。

第四二条 特別教育のための精神神経科施設への未成年者の収容の理由と手続

精神に障害のある一八歳未満の未成年者を特別教育のための精神神経科施設に収容する理由は親またはその他の法定代理人人の届出、ならびに、心理学者、教育学者および医師—精神科医

「精神医療と市民の権利保障に関する」法律

から構成される委員会の強制力ある決定である。決定は知的発達障害のある児童のための特別学校において未成年者を教育する必要があるという告知を内容としなければならない。

第四三条 社会保障または特別教育のための精神神経科施設

に在院中の者の権利およびそれら施設の管理者の義務

① 社会保障または特別教育のための精神神経科施設に在院中の者は本法律第三七条に定められた諸権利を有する。

② 社会保障または特別教育のための精神神経科施設の在院者の権利を実現するための条件づくりに関する管理者および職員の義務は本法律第三九条ならびに社会保障および教育に関するロシア連邦の法律に定められている。

③ 社会保障または特別教育のための精神神経科施設の管理者はその施設での在院の継続ならびに行行為無能力に関する決定の再検討可能性の問題を処理するため、医師—精神科医の参加

する医師委員会による在院者の検査を一年に一回以上行わなければならない。

第四四条 社会保障または特別教育のための精神神経科施設

からの転院および退院

① 社会保障または特別教育のための精神神経科施設から一

般型の同種の施設への転院の理由は、専門的な精神神経科施設において在院または教育する医学的根拠の欠如についての医師

—精神科医の参加した医師委員会の決定である。

② 社会保障または特別教育のための精神神経科施設からの退院は次のに基づいて行われる。

医師—精神科医の参加した医師委員会の自立して暮していく健康状態にある旨の決定があり本人の申請

一八歳未満の未成年者または法律に定められた手続で行為無能力とされた者に対して看護義務を負う両親、その他の縁者または法定代理人の申請

第五編 精神医療行為に対する監視と検事監督

第四十五条 精神医療行為に対する監視と検事監督

① 精神医療を行う施設および人員の行為に対し地方自治

諸機関が監視を行う。

② 精神医療施設および精神神経科施設の行為に對して監視を行うのは連邦共和国(ロシア連邦構成共和国)、自治州、自治管区、辺区、州、モスクワおよびサンクトペテルブルクの両市の保健、社会保障および教育の諸機関であり、それら施設を管轄する省および府である。

③ 精神医療における適法性の遵守に対する監督はロシヤ連邦検事総長、ロシヤ連邦構成共和国検事および下級の検事が行う。

第四六条 精神医療における市民の権利および法的利益の遵守に対する社会的協会の監視

① 医師—精神科医の社会的協会、その他の社会的協会は自らの規則（規約）に従って、市民の申請または同意を得て精神医療における市民の権利および法的利益の遵守に対して監視を行うことができる。精神医療施設および精神神経科施設を訪問する権利がこれら協会の規則（規約）に定められ、精神医療施設および精神神経科施設を管轄する諸機関に従わなければならない。

② 社会的協会の代表は精神医療施設および精神神経科施設の管理者とともに訪問の条件を決め、そこにおいて通用している規則を認識し、それを遵守して、医療上の秘密を守るという義務に署名しなければならない。

第六編 精神医療行為の不服申立

第四七条 不服申立の手続および期間

① 精神医療に際して市民の権利および法的利益を制限した

医療從事者、他の専門家、社会保障および教育に從事する職員、医師委員会の行為は不服申立を行う者の選択によって直接裁判所か、上級機関（上級公務員）または検事に不服申立することができる。

② 不服申立は権利および法的利益を侵害された者、その代理人および法律または規則（規約）によって市民の権利を保護する権限を与えられている団体によって、市民の権利および法的利益を制限した行為の実行を知った日から三ヶ月以内に提起されうる。

③ 不服申立の期間を逸したことに相当の理由がある者に対して、不服申立を審理する機関または職員によってその期間が回復されうる。

第四八条 裁判所での不服申立の審理手続

① 精神医療に際して市民の権利および法的利益を制限した医療從事者、他の専門家、社会保障および教育に從事する職員、ならびに、医師委員会の行為に対する不服申立はロシヤ共和国民事訴訟法第二四章の一および本条に定められた手続で裁判所によつて審理される。

② 健康状態が許せば権利および法的利益が侵害された者、その代理人、行為を不服申立されている者またはその代理人、

「精神医療と市民の権利保障に関する」法律

ならば、検事は不服申立の審理に参加する義務を負う。

- ③ 裁判所での不服申立の審理に要した費用は国が負担する。

第四九条 上級機関（上級公務員）での不服申立の審理手続

- ① 上級機関（上級公務員）に提出された不服申立は訴えの時から一〇日以内に審理される。

- ② 不服申立の要点に関する上級機関（上級公務員）の決定は理由を付し、法律に基づいたものでなければならない。

- ③ 上級機関（上級公務員）の決定の写しが不服申立の要点に関する審理後三日以内に、申立人および被申立人に送達または手交される。

- ④ 上級機関（上級公務員）の決定はロシヤ共和国民事訴訟法第二四章の一に定められた手続で、裁判所に対して不服申立することができる。

第五〇条 本法律の違反に対する責任

本法律の違反に対する刑事責任がロシヤ連邦の法律に定められている。本法律の違反に対する行政的責任およびその他の責任がロシヤ連邦および連邦構成共和国の法律に定められてい る。

※ この試訳は『ロシヤ新聞』一九九二年八月一八日(火)号に掲載されたものによった。

あとがき

右に訳出した「精神医療と市民の権利保障に関する」法律（以下、新精神保健法と略称する）はロシヤ連邦最高会議において一九九二年七月二日に採択され、九三年一月一日から施行される。それとともに、いくつかの関連法規の改正や他の制度的整備が図られるとともに、一九八八年三月一日に発効したソ連邦最高会議幹部会令――「精神医療の条件と手続に関する」規程⁽¹⁾（以下、旧法と略称する）が失効する。

旧法採択前から精神医療に対する法的規制の眼目は精神医学の濫用や精神科医の非良心的態度の克服であり、精神医療に関する市民の権利と法的利益の保護であった。旧法はこの目的に沿つて民主主義・社会主義的適法性・人道主義・同情を精神医療の basic 理念に据え、精神医療において人間的尊厳を配慮した態度が浸透するのを期待した。また、例えば、市民が精神医療において弁護士の援助を受け、幅広くかつ重要な職務と権限を有する主任精神科医の措置について裁判所に不服申立を行う権利を保障した。一步前進のように見える。しかし、立入って旧

法を検討すれば、それら諸権利の実現可能性は具体的な手続や方法に関する規定の欠陥のためかなり疑わしいと言わざるを得ない。特に、人権侵害の危険性を濃厚に孕む緊急入院、その他強制手続による診察・入院・治療、および入院延長に対する法的規制網は十全ではない。不服申立権の行使とその審理手続についても、また、検事監督についても具体的内容が乏しい。

八九年春ソビエト精神医療の視察に訪ソしたアメリカ代表団はこの方面での改善を提言した。⁽²⁾

新精神保健法は旧法に比しはあるかに体系的でかつ詳細な内容を具備する。頗著なことは精神医療における市民の権利を治療拒否権を含めて精神医療行為の諸局面に亘って細かく規定する。同時に、それら諸権利と法的利益を保障するため施設内における権利保護部門の設置をはじめとする精神医療を行う側の義務を多岐に規定し、加えて、様々の精神医療行為に対する法的規制システムを整備したことである。最後の点は不服申立権の行使のための具体的な内容の充実ということこととどきらず、精神科医の団体も市民の権利保護のための監視を行うことができるということにまで及んでいる。

精神障害者の治療において最重要のことは、他の医療行為におけると同様に治療者患者関係の成立と維持だと言われる。合

意形成のための治療者側の努力が両者の信頼関係を成立させる。精神医療を効果あらしめるためにも精神障害者の権利と法的利益を尊重すべきであろう。法的に整備されてきたロシヤの精神医療がどのような現実をもたらしていくか今後を注目したい。

注

(1) 邦訳は『外国の立法』二七巻五号(一九八八年)二四二頁以下、また、その若干の検討として、佐藤雅美「ソビエトにおける『精神異常犯罪者』論について」『大阪経済法科大学法學論集』第三十二号(一九九〇年)七九八二頁、参照。

(2) ボロディン C・B・ボルビンスカヤ C・B・「ソビエト精神医学の法的諸問題」『ソビエト国家と法』一九九〇年第五号六七頁以下、参照。

(3) 例え、中井久夫「分裂病患者の回復過程と社会復帰について」『中井久夫著作集第四卷、治療と治療関係』所収を参照。